（仮称）小田原市こども計画
素案について

令和6年12月13日

小田原市子ども若者部

目 次　（仮称）小田原市こども計画（素案）

全体像

第１部　小田原市こども計画策定に至る道程

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の趣旨
２　計画の位置付け
３　計画の期間
４　計画の対象
５　計画策定に向けた取組

第２章　本市のこども・若者の姿
１　本市の子ども子育てを取り巻く現状
２　調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

第３章　計画の基本的な考え方
１　調査から把握した基本施策につながる課題
２　計画の基本的な考え方
（１）基本理念
（２）基本目標
（３）施策の体系
（４）基本的な視点
（５）行動指針
（６）成果指標

こども計画
全　体　像

第２部　小田原市こども計画の展開

第１章　基本施策Ⅰ　ライフステージを通した施策
１　こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有
２　様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
３　地域でこども・若者を支える担い手の育成
４　こどもや若者への切れ目のない支援
５　誰一人取り残さないための支援

第２章　基本施策Ⅱ　ライフステージ別の施策
１　こどもの誕生前から幼児期まで
２　学童期・思春期
３　青年期

第３章　基本施策Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策
１　子育てや教育に関する経済的負担の軽減
２　地域子育て支援
３　男女共同参画社会における共働き・共育ての推進
４　ひとり親家庭への支援

第４章　基本施策Ⅳ　こども・若者の社会参画・意見反映
１　社会参画・意見反映の仕組みづくり
２　若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援

第５章　子ども・子育て支援法に基づく実施計画
１　子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容
２　区域の設定
３　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容
５　その他の記載事項

第３部　小田原市こども計画の推進

第１章　計画の推進
１　計画の推進体制
２　計画の進行管理
３　実施状況の点検・評価
４　実施状況の公表

第２章　参考資料
１　委員名簿
２　計画策定の経緯
３　条約、関連法及び大綱（抜粋）
４　令和４年２月　子どもの生活実態調査　調査結果（抜粋）
５　令和６年３月　子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査
６　事務事業一覧

１　計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が令和５年（2023年）４月に施行されました。

これを受け、国では、同年12月に従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を策定し、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

令和６年（2024年）５月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされています。

また、こども基本法では、市町村は国が定める「こども大綱」や都道府県が定める「こども計画」も勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

この市町村こども計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等の既存の計画と一体のものとして策定することが可能とされました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策推進計画等を包含した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村子ども・若者計画として、令和６年（2024年）３月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「小田原市こども計画」を策定することとします。

２　計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に関する施策を含めます。

そして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と、この方針に基づく具体的な取組を本計画に位置づけ実践してまいります。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

ＳＤＧｓの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指しており、ＳＤＧｓの視点も重要な価値観として取り組んでいきます。

◆　こども計画の位置づけ

こども施策に関する既存の計画を統合し**一体化・総合化した計画**としてこども基本法における『市こども計画』を策定

一体的な計画として策定する場合に期待できる効果等のメリット等

①域内のこども施策に全体として統一的に横串を通す取組が可能
②住民にとってより一層わかりやすいものとなる　など
（こども家庭庁）「こども基本法説明資料」

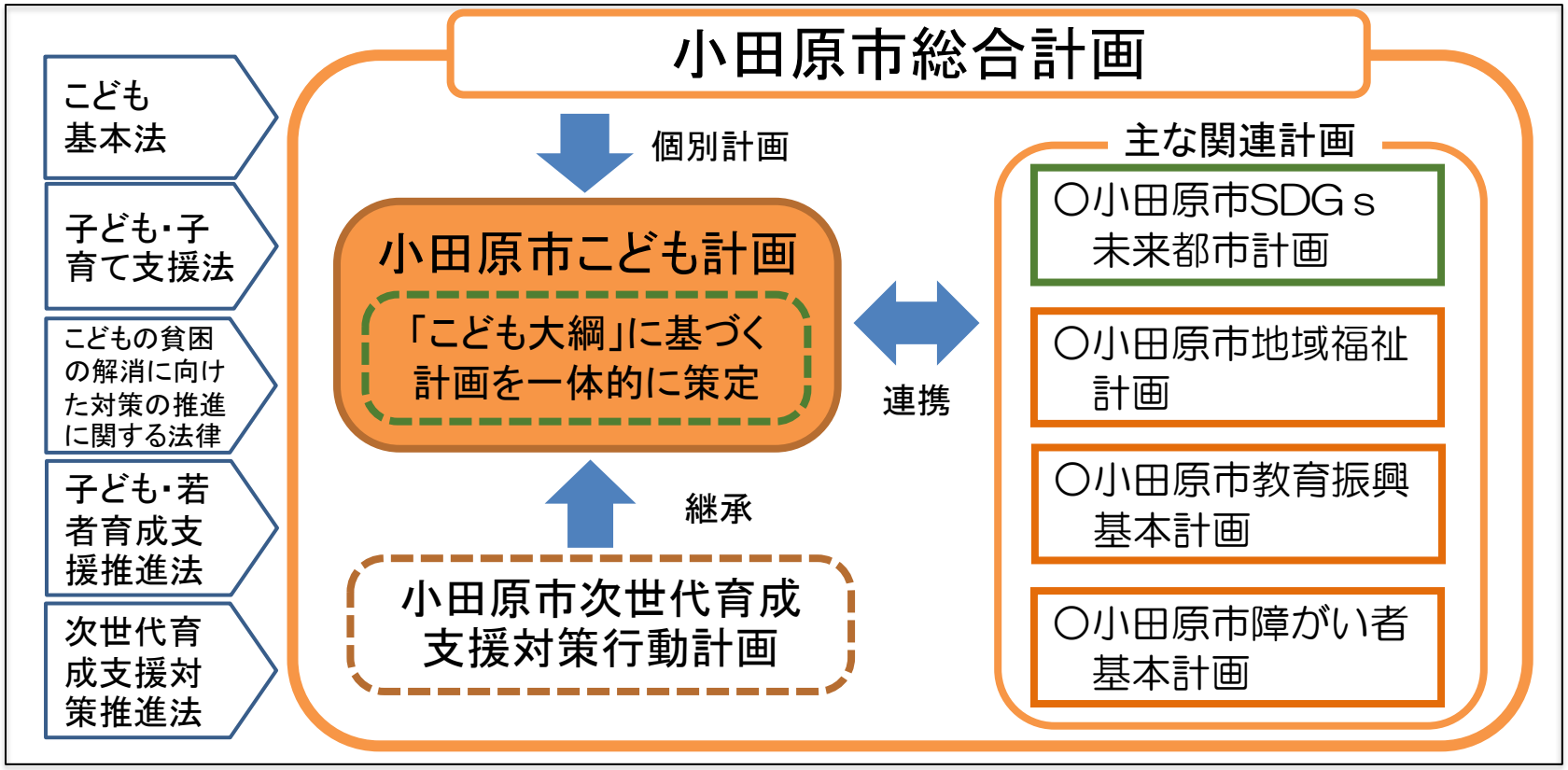

３　計画の期間

本計画は、令和７（２０２５）年度を初年度とし、令和１１（２０２９）年度を目標とする５年間※を見据えた計画

※こども大綱、市町村子ども・子育て支援事業計画の期間と同じ５年間とします。

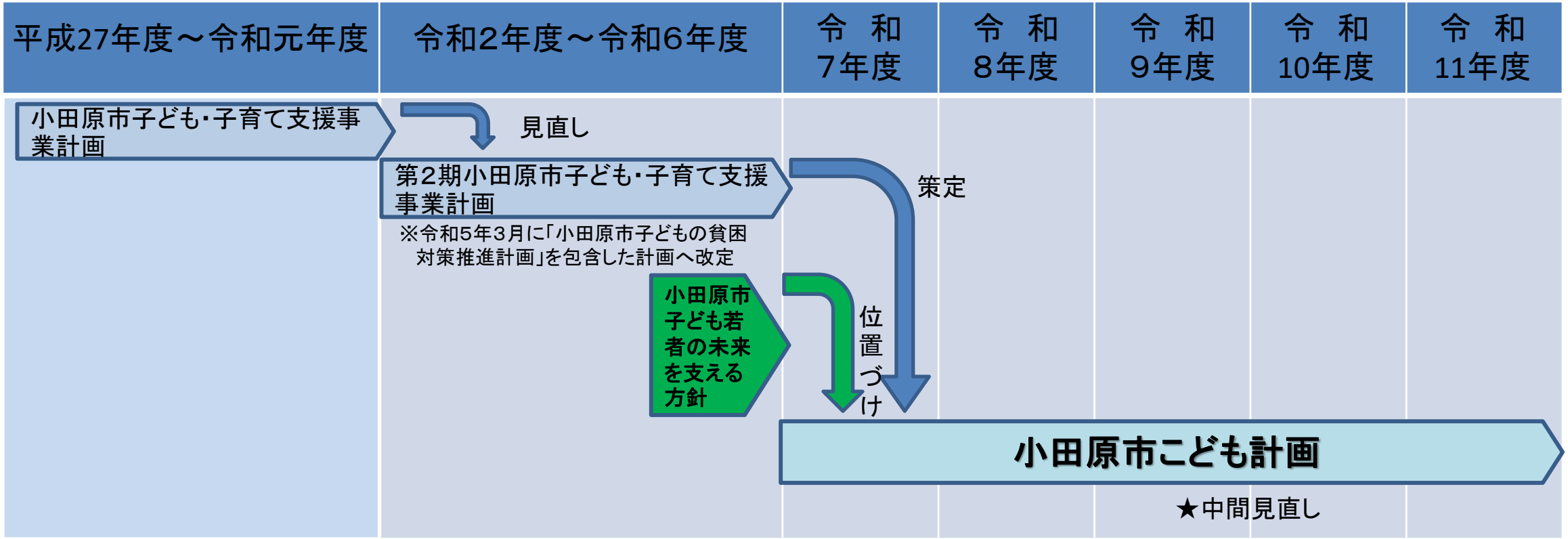

４　計画の対象

本計画の対象を、こども・若者及び子育て世帯とします。

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、様々な法律においても定義が異なることから、一般的に広く周知されているとはいえません。

そこで、本計画では、一部重複する年齢もありますが、「こども」は概ね１８歳未満、「若者」は概ね思春期から３０歳未満、取組によっては４０歳未満を主たる対象とします。

また、子育て世帯は妊娠・出産期を含むものを主たる対象とします。

５　計画策定に向けた取組

（１）小田原市子ども・子育て会議の開催

子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など

（２）小田原市青少年未来会議との合同開催

青少年の健全育成に関する活動に従事されている青少年育成推進員協議会、子ども会連絡協議会、青少年育成連絡協議会、関係行政機関の職員に加え、学識経験者や市民など

（３）小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため

（４）小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため

１　本市の子ども子育てを取り巻く現状

（１）人口と世帯の状況

◆人口と年少人口の推移　…人口、年少人口（H22→R6：△6,469人、2.6ポイント減）微減傾向
◆世帯数及び１世帯当たりの人員の推移　…世帯数増加傾向、一世帯当たり人員減少傾向
◆世帯の家族類型　…R2国勢調査の結果、総世帯数の57.0%を核家族世帯が占める
◆６歳未満の子どものいる世帯の推移　…R2：5,592世帯、世帯人員21,965人、約3.9人/世帯
◆18歳未満の子どものいる世帯の推移　… R2：15,246世帯、世帯人員59,718人、約3.9人/世帯
◆母子世帯の推移　…H12～H22増加、H27～減少、R2：932世帯、世帯人員2,400人、約2.6人/世帯
◆父子世帯の推移　… R2：117世帯、世帯人員295人、約2.5人/世帯

（２）少子化の動向

◆合計特殊出生率の推移　…推移は年度により増減も概ね減少傾向、R3：1.19（県平均並み）
◆出生数の推移　…減少傾向、概ね1,000人/年
◆未婚率の推移（男性）　…R2の未婚率20～24歳：94.9%、25～29歳：73.1%、H27比減少
◆未婚率の推移（女性）　… R2の未婚率20～24歳：92.1%、25～29歳：63.8%、H27比増加
◆年齢別労働力率の推移（男性）　… R2の20～24、25～29歳、H27比増加
◆年齢別労働力率の推移（女性）　… R2の各年齢層、特に25～29、30～34、35～39歳、H27比増加
◆母の年齢階級別出生数の推移　…30～34歳最多、20～24、25～29歳、H22比減少率高
◆婚姻数の推移　…H29までは増減を繰り返すも、現在は減少傾向
◆離婚数の推移　…H22からほぼ横ばい、H30大幅減

（３）保育環境・教育環境の状況

◆保育所（園）の入所児童数　…減少傾向
◆保育所待機児童数　…増減を繰り返しながら概ね減少傾向
◆幼稚園の在園児童数　…減少傾向
◆放課後児童クラブの入所児童数　…年々増加傾向
◆小学校・中学校の児童・生徒数　…年々減少傾向
◆子どもを対象とした施設の数　…認定こども園、小規模保育事業所など増

２　調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

（１）令和４年「小田原市子ども（小学５年生、中学２年生）の生活実態調査」結果から

①調査から推測した生活状態　…回答内容から世帯を分類（Ａ群、Ｂ群、Ｃ群…生活困難の度合い）
②世帯タイプ　…ひとり親世帯（２世代・３世代）とふたり親世帯（２世代・３世代）に分類

（２）令和６年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から

未就学児

①子育てを主に行っている人　…父母ともに：前回47.9→今回59.3%、主に母親：同50.4→同39.8%
②お子さんの保護者（母親）の就労状況　…フルタイム就労：同27.2→同31.0%、働く母親割合高くなった。
③教育・保育の利用状況　…定期的な教育・保育の利用状況：同68.8→同72.4%
④現在、利用している教育・保育事業　…私立保育園・幼稚園減、認定こども園・小規模保育事業増
⑤子どもの病気の際の対応　…病気やけがで利用できなかった：同82.6→同89.3%
⑥子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用　…なし：同88.1→同88.9%
⑦子どもに関する心配事　…ある人37.8%

小 学 生

①子育てを主に行っている人　…父母ともに：56.8%、主に母親：42.7%
②お子さんの保護者の就労状況　…母親の就労：同72.2→同76.9%
③平日の放課後の過ごし方　…14～16時：下校前27.7%、16～18時：自宅等42.1%
④経済的な面での暮らしの状況　…ふつう：52.8%。やや苦しい：26.8%、大変苦しい：5.5%

若　　者

①調査回答者の年齢　…16～19歳：28.2%、20～24歳：30.0%、25～30歳：41.9%
②調査回答者の現在の職業　…正規の社員・職員・従業員：41.0%、高校：20.7%、大学：16.2%
③調査回答者の経済的な状況　…どちらでもない：30.0%、（やや）苦しい：29.8%、（やや）ゆとりがある：40.3%、+10.5P
④調査回答者の近隣との交流状況　…全くない：52.0%、（時々）ある：48.0%、うち内挨拶程度84.0%
⑤調査回答者の外出の頻度　…仕事や学校で外出する：65.1%、遊びなどで頻繁に外出：17.3%
⑥調査対象者の自分についての思い　…自分らしさ有：86.9%、自分が好き：71.0%、自分に満足：54.7%
⑦調査対象者の結婚についての状況や考え方　…結婚したい：49.5%、気が進まない：15.1%
⑧調査対象者の子どもを授かることについての状況や考え方　…１人か２人がいい：24.5%

１　調査から把握した基本施策につながる課題

（１）令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

①経済的生活困難家庭の傾向

●生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていないこどもが増える

「毎日食べる」の割合が減少し、「週１～２日、ほとんど食べない」の割合が増加傾向

●生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

小学５年生では、生活困難度が高いほど授業が「わからない」という割合が高く、わからなくなった時期は「小学３年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられ、中学２年生では、生活困難度が高いほど「小学５・６年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられます。

●生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある

経済的状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少し、「気分・不安障害相当」「重症精神障害相当」の割合が増加する傾向がみられます。

１　調査から把握した基本施策につながる課題

（１）令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

②ひとり親家庭（２世代）のニーズ

●心理的不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「いつも」と「たいてい」の割合が、ふたり親世帯と比較して高い傾向がみられます。

●家庭で勉強を見られないと思われる傾向がある

勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯（２世代同居）では「あまりしない」と「全くしない」の割合が、ふたり親世帯と比較して高い傾向がみられます。

●身近にあればこども食堂などを利用したい意向がある

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯（２世代同居）では「身近にあれば利用させたい」の割合がふたり親世帯（２世代同居）他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

１　調査から把握した基本施策につながる課題

（１）令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

③家事や家族の世話をしているこどもの課題

●家事や家族の世話をほぼ毎日１時間以上している小中学生がいる

「家事」は小学５年生が16.1%、中学２年生が12.0%、「兄弟姉妹の世話」は小学５年生が16.6%、中学２年生が3.0%、「病気の家族・祖父母の世話」は小学５年生が3.5%、中学２年生が1.5%

●「家族のケアを毎日している小中学生がいる」の回答を項目別にその内訳をみると

「兄弟姉妹などの世話」の頻度は、小学５年生、中学２年生ともに、生活困難の度合いが最も高い＜A群＞では、「ぜんぜんしない」の割合が高い傾向がみられ、＜B群＞では、小学５年生、中学２年生ともに「ほぼ毎日２時間以上」の割合が他の層と比較して高い傾向がみられます。

１　調査から把握した基本施策につながる課題

（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から把握したニーズ

①未就学児の保護者のニーズ

●身近な場所で気軽に相談できることが求められている

保育所、幼稚園、医療機関など、身近な場所で、気軽に相談できることが求められています。

●幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている

「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も21.5%（前回調査時23.1%）と２割以上となっており、幼稚園や保育所などの受入れ枠の確保という課題は残っています。

●認定こども園へのニーズがある

未就労の母親の就労希望別では、保育園だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあります。

●緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいない世帯が２割存在する

緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は20.0%でした。市としては、利用できる制度の普及が必要です。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

①未就学児の保護者のニーズ

●既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている

こども誰でも通園制度を利用したいと回答した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいても、親族等の負担などを考慮すると「こども誰でも通園制度」を利用したい方がいます。令和７年度から国では制度を本格実施するとされており、市としては、制度動向を注視するとともに、運用にあたっては、「こども誰でも通園制度」の趣旨の普及が必要です。

●子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある

今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が19.7%（前回調査時20.3%）と、「量的な」潜在的なニーズがあることがわかります。

●病児保育の必要性が高まっている一方で情報の不足や費用が課題となっている

こどもが病気のときに母親や父親が休んだと答えた方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、前回調査時より高くなっています。
一方、利用しない人の約４割が利用料負担を理由にあげており、費用が課題となっています。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

①未就学児の保護者のニーズ

●どのような病後児保育施設や病児保育施設を利用したいかの希望がある

「小児科に併設した施設でお子さんを保育する」が79.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等で併設した施設でお子さんを保育する」が61.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する」が9.5%となっています。

●子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

今後については「利用したい」が51.2%、「利用する必要はない」が48.8%となっています。また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も13.2%と一定数います。

●育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超えている一方、「育児休業給付のみ知っていた」が23.6%（前回調査時29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が19.5%（前回調査時26.1%）となっています。

●妊娠中の経済的な支援が求められている

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が55.0%（前回調査時43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が39.4%（前回調査時39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が38.2%（前回調査時36.0%）となっています。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

①未就学児の保護者のニーズ

●経済的な面での暮らしぶりに苦しさを感じている子育て家庭は微増している

「ふつう」が46.1％（前回調査時50.3％）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ28.1％（前回調査時27.3％ ）、 11.7％（前回調査時8.1％ ）と、前回調査とほぼ同様の結果ですが、子育て家庭の経済的な暮らしぶりに苦しさを感じている家庭が僅かではありますが、増えています。

●こどもの心身の成長について相談しやすい環境が必要

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の37.8％います。

●放課後児童クラブを利用したい意向が高い

未就学児の保護者の小学校低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が54.6％（前回調査時53.3％）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が51.1％（前回調査時44.9％）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が6.2ポイント高くなっています。

放課後児童クラブの利用については、過去５年間待機児童０人であり、ニーズ量に対応できている状態です。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和６年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

②小学生の保護者のニーズ

●母親の就労支援が必要

「子どもが大きくなったら就労したい」が49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が22.9%となっています。
希望する母親の就労を支援する取り組みが必要になります。

●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要

小学生が放課後を過ごす環境について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が54.6%（前回調査時42.4%）と最も高く、次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が46.1%（前回調査時43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が34.2%（前回調査時31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。また、前回調査時と比較して特に「街区公園などの身近な遊び場の整備」が12.2ポイント高くなっています。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

③若者のニーズ

●相談・支援機関の周知が必要

“ハローワーク”で「利用したことがある」が他の項目よりも高くなっています。また、“おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」”、“地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

●「はーもにぃ」が有する機能と役割を広く周知することが必要

「はーもにぃ」について、ふだん家にいることの多い方にとっては、利用方法がわかればつながる方が一定数おり、全く知らない人にとっても、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられます。

●自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる

7.7%の方が「家族・祖父母の世話をする」と回答しています。

●自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち40.9%は毎日１時間以上になる

「ほぼ毎日１時間未満」が29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日２時間以上」が22.7%、「１週間に１～２日」が20.5%となっています。

●ＳＮＳ等利用しやすいインターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められている

「いつも利用している」が96.6%となっています。

１　調査から把握した基本施策につながる課題
（２）令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

③若者のニーズ

●子どもや若者が市へ意見を伝えたい人は４割存在する

「あまりそう思わない」が26.1％と最も高く、次いで「ややそう思う」が23.0％、「そう思う」が19.4％となっています。

●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会え、交流できる機会や場の提供」の順となっています。半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」が最も高く、次いで「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外の人との交流」の順となっています。

●こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

「子育てや教育にお金がかかるから」が79.3％と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が71.3％、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が47.1％となっています。

２　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

次世代を担う全てのこども･若者一人ひとりにとって、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全･安定･安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。

（２）基本目標

1. 全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現し、自己肯定感をもって生きられる環境づくり
2. 全てのこども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障する社会づくり
3. こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支える仕組みづくり

こども・若者自身が直面している問題は、貧困、ヤングケアラー、不登校、いじめ、児童虐待など深刻であるにもかかわらず、ＳＯＳを出せないことから、さらに深刻化するリスクがあります。

全てのこども・若者が、深刻な問題から不安や悩みに至るまで、解決のために大人を含む全ての人々が相互に協力することによって、自己肯定感や幸福感が醸成されやすい社会を構築し、「**誰一人取り残さない**」社会の実現を目指します。

（３）施策の体系 第１章 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策

本編 P.60

基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	（１）地域社会全体における理解促進、意識啓発 （２）学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化） （３）インクルーシブな社会づくりに向けた啓発
	②様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	（１）遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流 （２）キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進 （３）こども・若者が発案した活動の実施 （４）全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
	③地域でこども・若者を支える担い手の育成	（１）地域でこども・若者を見守る担い手の育成 （２）こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成 （３）全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成
	④こどもや若者への切れ目のない支援	（１）妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施 （２）多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施 （３）おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにぃ」の充実
	⑤誰一人取り残さないための支援	（１）こどもの貧困の解消に向けた対策 （２）障がい児支援・医療的ケア児等への支援 （３）児童虐待防止対策の推進 （４）ヤングケアラーに対する支援 （５）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 （６）外国につながりのあるこども・若者への対応 （７）多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

（３）施策の体系　第２章　基本施策Ⅱ　ライフステージ別の施策

本編　P.61

基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策	①こどもの誕生前から幼児期まで	（１）生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進 （２）保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上 （３）就学前教育の充実
	②学童期・思春期	（１）居場所づくり （２）社会力を育む学校教育の推進 （３）インクルーシブ教育の推進 （４）いじめの防止 （５）不登校のこどもへの対応
	③青年期	（１）社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談 （２）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実 （３）ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するＮＰＯ等民間団体との連携

（３）施策の体系 第3章 基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

本編 P.61

基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	（１）妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減 （２）児童手当・医療費等の負担軽減 （３）就学援助制度による負担の軽減
	②地域子育て支援	（１）必要な情報の提供 （２）保護者に寄り添う子育て支援 （３）地域で活躍する多様な団体等への支援
	③男女共同参画社会における共働き・共育ての推進	（１）ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し （２）労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援
	④ひとり親家庭への支援	（１）ひとり親家庭等自立支援の推進 （２）児童扶養手当制度の着実な実施 （３）当事者団体への支援

（３）施策の体系 第４章 基本施策Ⅳ こども・若者の社会参画・意見反映

本編 P.62

基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅳ こども・若者の社会参画・意見反映	①社会参画・意見反映の仕組みづくり	（１）多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組 （２）企業・ＮＰＯ等民間団体との連携
	②若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援	（１）地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進 （２）当事者である若者からリーダーを育成するための支援

（４）基本的な視点

本編　P.63

①こども・若者の視点

「こども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指し、こども・若者の視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育てから若者への支援を推進することが必要です。乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期・思春期における心身の発達、若者期における人格の完成を目指す中で、一人一人がかけがえのない個性ある存在として自己肯定感をもって成長していくことができるような支援をしていくことが必要です。

②子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、こどもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

③地域社会全体による視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの育ちと子育てを支えることは、持続可能な社会への歩みであり、若者が自らの人生を選択し歩めるような地域を創造することは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべてのこども・若者の成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こども・若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働しながら役割を果たすことが必要です。

２　計画の基本的な考え方

（５）行動指針

“おだわららしさ”のもとで、小田原の全てのこども・若者が、自分らしく、自己肯定感をもって心身を育み、人生を切り開くことができるよう、私たちは次のとおり行動します。

（６）成果指標

基本目標１：	基準値	目標値
○自分には自分らしさがあると思う若者の割合	86.9%	90%
○今の自分が好きだと思う若者の割合	71.0%	80%
○今の自分自身に満足していると思う若者の割合	54.7%	70%
○悩みや心配ごとがある若者の割合	70.7%	60%
○将来の夢や目標がある若者の割合	53.4%	60%

基本目標２：	基準値	目標値
○市の制度・政策への意見を市へ伝えたいこどもや若者の割合	42.4%	50%
○こども・若者の権利に関する周知・啓発の実施状況	―	―

（現状値のない指標のためアンケートを実施、現状認識を基準値とします。）

基本目標３：	基準値	目標値
○子育て環境や支援に満足している保護者の割合（未就学児）	60.7%	70%
○子育て環境や支援に満足している保護者の割合（小学生）	62.9%	70%

本編P.117

子ども・子育て支援法に基づき記載する事業

（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

施設型給付対象の施設
（教育・保育施設）

- 幼稚園
- 認定こども園
- 保育所

地域型保育給付対象の事業
（地域型保育事業）

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業者内保育

（3）子育てのための施設等利用給付

- 幼稚園（未移行）
- 認可外保育施設
- 幼稚園預かり
- ファミリーサポートセンター
- 一時預かり
- 病児・病後児保育

（2）地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）
② 一時預かり事業
③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
④ 病児・病後児保育事業
⑤ 利用者支援事業
⑥ 妊婦健康診査事業
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑧ 養育支援訪問事業
⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑩ 延長保育事業
⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が参入することを促進するための事業
⑭ 子育て世帯訪問支援事業
⑮ 児童育成支援拠点事業
⑯ 親子関係形成支援事業
⑰ 妊婦等包括相談支援事業
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑲ 産後ケア事業

②　新たな審議・進捗管理体制の整備
―審議体制の再編イメージ図―

・１　現　　在

附属機関条例設置	個別条例設置
・子ども・子育て会議 ・【分科会】なし ・委員16名（20名）	・青少年未来会議 ・【分科会】育成部会 ・委員13名（15名）

・２　再 編 案

附属機関条例の一部改正　　当該個別条例の廃止

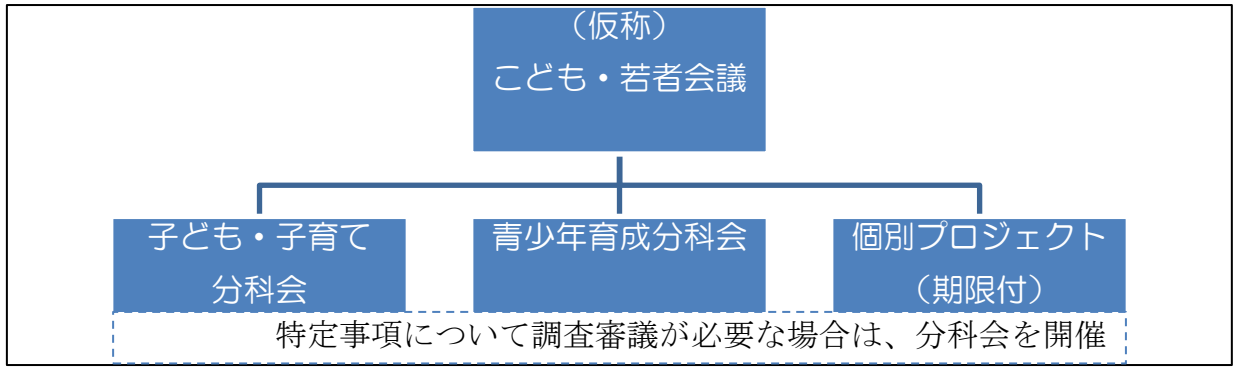

既存の計画の統合等に合わせ、今後の進捗管理体制も一体化し、既存の会議等に代わる新たな審議体を設置する。

・３　選出母体　　既存団体からの選出を母体に具体的に調整

本編　P.154

③　今後の計画の進捗管理等のスケジュール
－２つの審議会組織を統合する―

現在、子ども・子育て会議及び青少年未来会議の２つの会議体で、別々に施策の推進を図っているが、市こども計画の策定に伴い、審議体制を整備

項目		令和５年度	令和６年度	令和７年度
こども家庭庁発足（こども政策推進会議設置）		★（R5.4.1）		
こども大綱策定		★（R5.12.22）		
県こども計画策定			計画策定作業	計画期間開始
市こども計画策定			計画策定作業	計画期間開始
審議会等の状況	子ども・子育て会議	（R5.4.1～R7.3.31）２年任期	①7/22単独 ②10/25合同　③2月上旬合同	廃止
	青少年未来会議	（R6.4.1～R8.3.31）２年任期	①8/20単独	廃止
	こども・若者会議			新設（R7.4.1～）２年任期 ★